

北海道景観計画の改正について（概要）

道では、景観法に基づき、平成20年に「北海道景観計画」を策定し、良好な景観形成の基準を定めています。平成26年には、太陽電池発電設備や風力発電設備に係る届出対象行為への位置づけを明確化し、運用してきたところです。

令和元年には、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律が施行され、洋上風力発電設備の増加が見込まれる中、北海道景観審議会において「現行の北海道景観計画等は、洋上風力発電設備への対応が不十分ではないか」との意見があったことを踏まえ、次の「改正のポイント」により北海道景観計画の改正を行います。

改正のポイント

北海道景観計画について、洋上風力発電設備に対応した基準を追記します。

なお、今回の改正は、洋上風力発電設備に対して「主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望」という景観への適切な配慮を求めるものです。

改正内容（案）

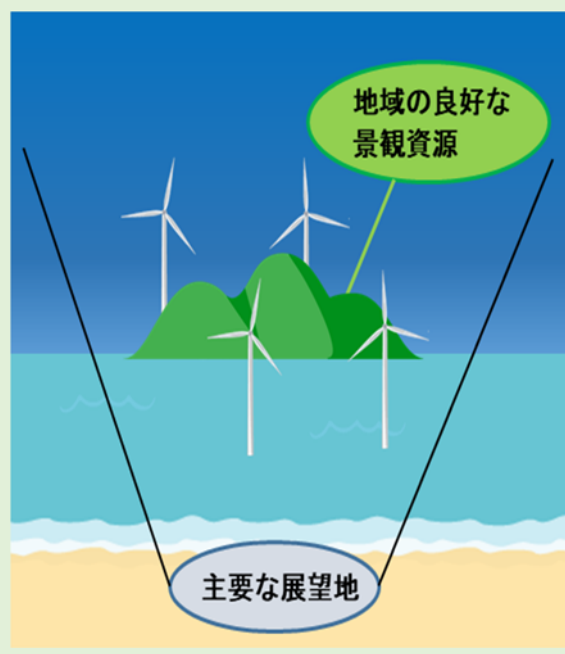
北海道景観計画

- ① 洋上風力発電設備に係る行為の届出対象となる範囲（＝景観計画区域）は、景観法及び北海道景観条例の効力が及ぶ領海内であることを明文化
- ② 景観形成の基準である勧告・協議基準に、洋上風力発電設備に対応した内容を追記

<勧告・協議基準の追記内容>

主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を、その前後を問わず大きく妨げる位置や規模で建設するとき

「勧告・協議基準」のイメージ



※「主要な展望地」及び「地域の良好な景観資源」とは、市町村（景観行政団体を除く）が選定し、毎年、追加や変更等の報告を受け、道がHP等で公表しているもの